

今、大学で何がおきているのか

京大反戦ストライキへの無期停学処分と「産学連携」

【1】京大4学生への無期停学処分の具体的中身と背景

(1) 反戦バリケードストライキの先頭に立った4学生への処分の具体的中身

①処分通知

「貴君は、平成27年10月27日に、本学吉田南構内 吉田南1号館のバリケード封鎖に関与し、多くの学生の授業を受ける権利を著しく侵害し、教職員の執務を著しく妨害し、かつ、平穏な教育研究環境を著しく阻害した。この行為は、大学の秩序を乱すもので、決して許されるものではない。本学としては、今回の行為の事実関係について調査を行い、慎重に審議した結果、貴君を停学（無期）処分とすることとした」

②停学（無期）処分とは

* 大学への入構、単位履修、課外活動への参加、大学設備利用など学生の全権利の停止。にもかかわらず学籍維持のために学費（年間約54万円）を支払わなければ除籍。

* 停学解除の方法は「二度とストライキをやらない」と「反省」すること

→「学籍を維持したかったら学費だけは払え、解除してほしいければ頭を下げて運動をやめると誓え」という卑劣な処分

* 京大でいえば、学生運動に対する処分は1958年以来58年ぶり。58年では「当局の求めに応じず同学会を再建する全学選挙を行なった」として北小路敏君が無期停学処分（即撤回される）

* 現在、処分の撤回を求めて京大内で宣伝活動を行なう当該に対し、京都大学当局は職員を大量動員してストーキング・「証拠保全」と称する撮影を続けている

③この数年間の背景

1. 福島原発事故を受け、原発御用学者に立ち向かおうと京大生有志が「大学奪還学生行動」結成
2. 反原発団交から全学自治会同学会の再建へ。2012年6月、富山統一候補が3042票中2149票で信任
3. 京大当局が告示第5号を發布「正式な同学会と認めず、今後一切対応しない」
4. 以来約4年間、総長団交を求めると共に、京大内で進む学生管理強化や「グローバル人材育成路線」（後述）に反対して闘うも、一切当局は交渉に応じず。「情報公開連絡会」（副学長主催）を大衆的な団体交渉の場にしようと奮闘
5. 14年11月、京都大学に侵入して同学会の反戦活動を監視していた公安警察をキャンパスから追放（京大ポポロ事件）。事件後、京大当局は「今後は警察と連携していく」旨を述べる
6. 大学の軍事研究問題（後述）や安保国会闘争を通じて大学ストライキを決断。昨年10月27日、バリケードストへ
7. 今年3月、バリケードの先頭に立った全学連委員長・同学会委員長ら6名を「威力業務妨害」で刑事告訴。2週間ほどで釈放を求める署名が2500筆を超えて集まり、全員釈放を勝ちとる
8. 今年5月の執行部選挙で「第二波バリケードストライキ」を公約に掲げて687票中357票の信任を

受けて作部委員長体制が承認

9. 今年7月15日、同学会執行部4名の学生に無期停学処分

(2) 処分を下した「懲戒委員会」について

* メンバー不明。責任者は川添副学長

* 学生の処分を検討するのは本来は教授会だった

* 背景にある学校教育法・国立大学法人法の改正（2014年6月）

→教授会は「議決機関」→「諮問機関」

この法改正は、2013年に文科省が発表した「国立大学改革プラン」に沿っている。

【2】「国立大学改革プラン」の中身

(1) 国立大学改革プランとはなにか

2004年4月の国立大学法人化後、第1期（～2010年4月）を「新たな法人制度の始動期」、第2期（～16年4月）を「法人化の長所を生かした改革を本格化」させる時期、という文科省の大学改革プログラムにおいて「日本再興戦略」（13年6月閣議決定）、「教育振興基本計画」（同）、「これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）」（13年5月教育再生実行会議）等を踏まえて13年11月に「ミッションの再定義」のために発表されたプログラム。この中において、国立大学法人化の目的（ミッション）は、

* 予算等に関する国の諸規制の緩和、非公務員型の人事制度等により裁量を拡大

* 役員や経営協議会委員、学長選考の委員として学外者の経営参画を法定化し、法人の経営に参画

* 中期目標（大学側の意見に配慮）に基づき、学長を中心に法人運営

→学外の知見の活用と国の行政組織としての諸規制の緩和により、例えば民間企業等との共同研究が増加するなどの成果
(文科省HP。「大学改革実行プラン」より)

だとされている。要は、「産学連携」がその目的である。4学生を処分した「懲戒委員会」は、このプランに基づいて「学長を中心とした法人運営」のための法改正を根拠として行なわれている。

※「昔の国立大学には自治があったからストライキをやってもよかった。今の大学は会社で、経営をしている。だからストライキはダメなんだ」（薬学部教授。処分された学生との面談にて）

※「営業権」「施設管理権」を語ってビラまきなど宣伝活動を禁止する法政大学

(2) 国立大学法人法をめぐる現在の状況

* 17年4月に施行される「指定国立大学法人制度」

①国立大学法人評価委員会の決定で「世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれるもの」

を「指定国立大学法人」に認定

②国立大学法人評価委員会に「大学の運営に関する高い識見を有する外国人を委員に任命できる」

③認定された大学への特例的財政措置

④認定された大学は資産活用を規制緩和。土地等を第三者に貸与でき、大学の資金を金融商品等に「一定の範囲で」投入してもよい
→私立大学での「スーパーグローバル大学創生支援」制度（14年8月）と類似した制度

【3】国立大学法人化と「大学改革」

（1）国立大学法人化による具体的な制度変更

①経営協議会

半分（現在、過半数以上）が「学外委員」で構成され、教育研究評議会と一体で大学の予算権を握る。学長選考会議を兼ねている。

②6年ごとの中期目標・中期計画制度、科学研究費補助金制度

文科省に「国立大学法人評価委員会」を設置し、その評価によって運営費交付金の配分を決める（傾斜配分方式）。同時に、運営費交付金を年1%ずつ上げていく原則。

③ガバナンス強化。学長権限の増大

※経営協議会を構成する「学外委員」の実態。ほとんどが各地域の大企業幹部や、文科省関係者

→別紙参照

「独立行政法人制度は、目標・計画の設定や定期的な業績評価といった仕組みを通じて、国の意志を法人運営に反映させうる制度」（2000年、自民党文教部会報告。座長：麻生太郎）

①は③と合わせ、経営協議会選考の学長による独裁的大学運営を可能とし、②は大学の商業化を推進しなければ大学運営を不可能にさせる。

（2）「大学改革」をめぐる歴史

*1985～87年、「教育の自由化」提起（『臨時教育審議会答申』）

*1991年、旧文部省「大学設置基準の大綱化」決定。設置基準緩和による新大学・新学部乱立、国立大学で「教養部廃止」策動

*1996年、橋本政権「6大改革」のひとつ「教育改革」に「国立大学独立行政法人化」明記

*2000年、小淵内閣懇談会『21世紀日本の構想』レポートで「教育とは司法と同様ひとつの統治行為である」

*2001年、小泉政権「行政改革」三本柱：「財政改革」「司法改革」「大学改革」

*2003年、「国立大学法人法」成立→2004年4月に国立大学法人化が始まる

*2006年、第一次安倍政権「教育再生会議」創設

*2013年、第二次安倍政権「教育再生実行会議」創設。同年11月、「国立大学改革プラン」

※14年10月教育再生実行会議にて。経営共創基盤CEO富山和彦「大学をL（ローカル）型とG（グローバル）型に分ける・・・G型は世界と競争できるグローバル人材を、L型は職業訓練を専門にする・・・（L型では）たとえば法学部は憲法や刑法ではなく、道路交通法や大型第二種免許を。工学部では機械力学や流体力学ではなく、TOYOTAで使われている最新鋭の工作機械の使い方を教えるべき」

（3）一体で進んだ私立大学における産学連携

*2003年、NPO法人「21世紀大学経営協会」（U-MA21）発足。早稲田大学総長とオリックス会長の呼びかけでつくられた私立大学の連合体

→設立趣旨：「事業運営の体制は、日本の大学の閉鎖性を打破し、新しい風を吹き込む」「これまで軽視されがちであった「経営的側面についての評価方法及び評価システム」を策定し提言していく」
※2005年総会にて。首都大学東京理事長（当時）・高橋宏「21世紀の大学の役割は企業と同じ。原材料を仕入れ、商品として加工し、卒業証書という保証書をつけて企業へと送り出す。これが産学連携」
*14年8月、「スーパーグローバル大学創生支援」制度
*96年～2004年法政大学総長・清成忠男の「自立型人材育成路線」と「自己責任論」

（4）まとめ

①「大学改革」の中身のメインは一言でいえば「産学連携」であり、大学への市場原理の導入と経済競争の強化

②しかし、その本質は大学・教育・学問のあり方そのものの根本的転換。「統治行為としての教育」・・・「金儲けにならない学問はいらない」という価値観を教育現場—社会全体につくりあげること

【4】産学連携の腐敗の極致。核産業・軍事産業との癒着

（1）核産業・電力会社との癒着

①文部科学省の誕生

2001年、「教育改革」の一環として文部省と科学技術庁の統合によって文部科学省発足。原子力研究の予算額では経済産業省すら追い抜く。大学行政と原子力ムラの一体化

※科学技術庁は高速増殖炉「もんじゅ」などを所管してきた、日本最大の核研究機関

②経営協議会をはじめとしたガバナンス再編による大学運営への電力会社の直接介入

※京大小出助教のように、「原発反対」の立場を見せていた研究者に対する不当な処遇などのようなことはずっと続いてはいた・・・

（2）大学の戦争協力

①軍事研究

*安全保障技術研究推進制度

15年6月、防衛省が創設。要は「最大3000万円の補助金を出すので、防衛省と大学・研究機関は軍事研究をしましょう」というもの。予算は3億円（15年度）→6億円（16年度）→110億円予定（17年度）。15年度には9件が採用され、内4件が大学（神奈川工科大学、東京電機大学、東京工業大学、豊橋技術科学大学）。全体では109件・大学からは58件の応募。

※しかし16年度は社会的な批判が高まる中で、全体44件・大学からは23件へと低下！

*2013年12月、『国家安全保障戦略』閣議決定。「産官学の力を結集させて、安全保障分野においても有効に活用するよう努めていく」（IV章1-10）

*13年4月、武器輸出三原則→防衛装備移転三原則による武器輸出解禁

*15年2月、ODA（政府開発援助）の11年半ぶりの改定。他国の軍への非軍事分野の支援が解禁

*日本学術会議の変質。会長自らが軍事研究に応募。「安全保障と学術に関する検討委員会」設置

②米軍からの資金援助の増加

2000年以降、12の大学・研究機関の研究者へ総計2億円を超える研究資金が米軍から提供されて

いる（共同通信による15年のアンケート）。しかしこれは自己申告なので、氷山の一角。
「今はどんな助成チャンスでもすがりたい」（2010年9月8日朝日新聞。ある教授の話）
*2015年1月、東京大学が「軍事研究解禁」。濱田前学長が「デュアルユース（軍民両用）技術研究の容認」を発表

③文系学部の廃止・再編。日常の変質

*15年6月、文科省「人文社会科学系と教員養成学部の廃止や他分野への転換を求める通知」発表
→文系学部のある国立大60校中26校が、来年度以降の文系学部・学科の廃止を検討
「『運営費交付金を握る文科省には逆らえない』と、事実上の命令だと受け止めた大学は多い」（15年8月24日、『読売新聞』）
*同月、文科省が「入学式・卒業式で国旗掲揚と君が代斉唱をすること」を国立大に「要請」
→翌年、新たに15大学が実施
*「経済的徴兵制」
2014年5月、文科省有識者会議「学生の経済的支援の在り方に関する検討委員会」にて。日本学生支援機構政策企画委員・前原金一「（奨学金を返済している貧困層向けに）防衛省などに頼み、一年か二年がインターンシップをやらせてもらえば就職は良くなる。防衛省はやってもいいと言っている」
防衛医科大学校の学校案内チラシ「苦学生求む！」「医師・看護師になりたいけど・・・お金はない！・・・こんな人を探してます」

（3）まとめ

（1）と（2）は本質的に同じこと。「札束でほほをひっぱたく」ということ。

【5】学生生活そのものの商品化

（1）「単位・就活・奨学金」の三重苦

①学費の高騰

国立大学：1975年・36000円→2014年・54万円

私立大学：1975年・平均18万2677円→2014年・文系平均74万1945円、理系平均103万5955円

※物価上昇は1975～2014年で約3倍程度

*15年12月、財務省が国立大学の学費を40万円上昇させる（→93万円程度）計画を発表

②奨学金ビジネスと煽られる競争

*2000年からの15年間で、有利子奨学金：650億円→9070億円、無利子奨学金：2065億円→2912億円
*奨学金を受けている学生の割合は53%（15年）。日本学生支援機構の貸与者数は14年度で141万人と、2000年から3倍近くに膨らんでいる。返済請求訴訟は04年～12年で58→6193件へ増加
※しかも返済滞納者は金融機関の「ブラックリスト」に入れられる
*企業による「奨学金肩代わり」→奨学金を借りているかどうかさえ就職活動の要因のひとつになる

③就活

「現在の就職活動の恐ろしいところは、就職活動を通じて若者がある種の『洗脳』を受けさせられる

ことだ。就職活動を通じて『どんなに違法なことでも耐えるのが当たり前』という心情を植えつけられる」
「私たちが受けた労働相談の中でも、大学のキャリアセンターで『契約書や労働条件のことを聞いてはいけない』と指導されているという話を何度か聞いた。就職活動を通じて『法律は守られるべきだ』という価値観すら、奪われていくのだ」（『ブラック企業』今野晴貴）
*ブラックバイト問題や、女学生の風俗でのアルバイト問題

④カリキュラム強化。学生の多忙化

*FD（ファカルティ・ディベロップメント）＝単位の実質化
1単位の修得に45時間の学習が必要なように単位を組む制度。大学の授業に関しては45分を1時間として、一回の授業で2時間という計算になる。半期で2単位とる場合、授業が15回＝30時間として、残りの60時間は自習・宿題で補うようにさせる。
*GPA（グレードポイントアベレージ）導入
*「中間テスト」の増加
*授業における出欠確認
*卒業に必要な修得単位数の増加傾向

⑤「グローバル人材」育成

*バングラデシュ・ダッカ事件が突き出した衝撃とJICA（日本開発機構）の正体
→日本の10分の1、中国の4分の1という低賃金でバングラデシュ労働者を搾取していた現実が背景にあった
※船橋市での講演会にて。法政大学総長・田中優子「総長になって良いグローバル化もあるとわかった・・・法大生にはアジアの工場長になってもらいたい」

（2）学生管理強化と政治弾圧

①学生自治会・学生自治寮・サークル自治会など学生の団結の破壊

*東北大学有朋寮の廃寮
*早稲田大学第一学生会館・サークル地下部室解体
*東京大学駒場寮の廃寮
*法政大学学生会館の解体
*学生自治会の非公認化・解体
すべて2000年代前半。

②ビラまき規制など政治活動の圧殺

*「ビラの検閲」「立て看板の禁止」をめぐり、大量逮捕を出しながら闘われた法大闘争
*「政治的中立」を理由とした反戦集会の禁止。明治大学や上智大学

【6】京大反戦ストライキーなぜバリケードストライキだったのか

（1）処分に対する同学会委員長・作部君の反論

*京都大学同学会中執ブログ（2016年7月15日付）より抜粋

無期停学の理由は、昨年10月の反戦バリケードが「大学の秩序を乱すもの」だからだと書いています。まったくその通りだ！私たちはまさにこうした大学の秩序を乱し、解体し、学生や労働者民衆が主人

公になれる大学のあり方を模索するために、バリケードを張ったのです。

「学生の授業を受ける権利を著しく侵害」だと！TOEFL強制やGORILLAによって、学生から自由に授業を受ける権利をとことん奪ってきたのは一体誰だ！このグローバル人材育成の本性は、先日バンダラデシュで殺された日本人のように、「日本企業の経済侵略(超低賃金の強制)を進めて、現地の人の怒りを受けて死んで来い」というものです。

「教職員の執務を著しく妨害」だと！そもそも予算削減のために教職員の解雇・非正規職化をどんどん押し進め、日々の生活を破壊してきたのは一体誰なのか！カリキュラムを変えて、教職員の執務を無駄に増やしてきたのは当局ではないのか。

「平穏な教育研究環境を著しく阻害した」だと！まさにその平穏な環境の下で、原発反対を訴える教授への差別が行われ、研究者や学生が薄給・無休でこき使われ、あげくに核開発まで行われているではないか！

→京大同学会と全学連が行なったストライキは、まさしく今の大学の体制—そこからつくられる「日常」そのものを問題にすることにあつた。

(2) かつての戦争の総括。国家総動員体制の正体

* 「黙って働き、黙って納税」(1941年、戦争翼賛のスローガンとして飯田橋税務署が考案)

「国家プロジェクト」などどんなに仰々しく語っても、実行するのは労働者。沖縄の基地も、原発も、すべては労働者が「仕事」としてつくっている。「大学の戦争協力」とはいつでも、それはマッドサイエンティストによって担われるわけではない。日常そのものの戦場化、労働者・学生を軍隊のように管理することこそが、戦争遂行の本当の条件だった。集団的自衛権が合法となり、軍事研究が国家プロジェクトとして堂々とはじまった時代、大学ストライキが「秩序違反」だと言われて4学生が処分されていることの中に、歴史の分岐点がある。

(3) まとめ。今の大学のあり方は社会の縮図

今、安倍政権によって改憲がついに日程にのぼせられようとしている。「1億総活躍社会」のスローガンの下、「働き方改革」として労働法制のさらなる改悪が狙われている。東北大学では3000名を超える大規模な非正規職の解雇が発表されたが、そこで暴露されたのは社会全体の非正規職率をはるかに超える非正規職員の存在(6割以上)によって大学が運営されていた事実でもあった。

一体で進む戦争と貧困・格差拡大の流れが作りだされる軸には今の大学が座っている。「今の大学生は政治に関心がない」かのように言われており、それはある程度事実だろう。だが、大事なことは「ない」のではなく「奪われた」ということだ。それを取り戻すための社会全体の労働運動や市民運動と一体となった現場からの闘いが必要だ。

「京大4学生処分撤回署名」はものすごい求心力を発揮している。大学の軍事研究問題や学費の問題など、大学問題への社会的注目がますます大きくなる中で、4人を先頭とした京大生の決断は大きな意義を持っている。この処分撤回を勝ちとることは歴史の転換点を作りだしていく闘いだ。

☆10・3京大集会に集まろう

☆京大4学生処分撤回署名を集めよう